

民生福祉常任委員会記録

令和 2 年 6 月 1 1 日

【開催日】 令和2年6月11日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時40分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	水 津 治
委員	河 崎 平 男	委員	杉 本 保 喜
委員	松 尾 数 則	委員	矢 田 松 夫
委員	吉 永 美 子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副市長	古 川 博 三	市民部長	川 崎 浩 美
市民部次長	木 村 清次郎	生活安全課長	木 本 順 二
生活安全課主幹	山 本 満 康	福祉部長	兼 本 裕 子
福祉部次長	岩 佐 清 彦	福祉部次長	尾 山 貴 子
高齢福祉課長	麻 野 秀 明	高齢福祉課主幹	大 井 康 司
高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長	荒 川 智 美	高齢福祉課主査	篠 原 紀 子
高齢福祉課高齢福祉係長	古 谷 雅 俊	高齢福祉課介護保険係長	藤 永 一 徳
子育て支援課長	長 井 由美子	子育て支援課主幹	別 府 隆 行
建築住宅課主査	石 田 佳 之	建築住宅課建築係長	山 本 雅 之

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局主査	島 津 克 則
------	---------	-------	---------

【付議事項】

- 1 議案第70号 山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第66号 令和2年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について
- 3 議案第73号 山陽地区保育所整備事業（建築主体・機械設備工事）請負契約の締結について

大井淳一郎委員長 ただいまより民生福祉常任委員会を開会します。それでは審査日程に従って進めてまいります。よろしくお願いします。まず議案第 70 号、山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を受けたいと思います。

木本生活安全課長 今回の条例の一部改正は、用語の定義についてです。条例では空家等対策の推進に関する特別措置法の条文と同じとしているものの、法の規定を引用していないことにより、法に基づく規制と条例に基づく規制が同じ対象物に適用される二重規制状態となっていることを解消するため改正を行うものです。配布しております資料に沿って主幹が説明します。

山本生活安全課主幹 資料は 2 種類あります。まず、資料 1 県内他市の状況についてです。空家法を引用している規定となっている市は、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、長門市、美祢市、周南市の 9 市です。法を引用していない、いわゆる法とは定義する空家等が別物となっているのが、本市と光市の 2 市です。そして、条例を制定していない市は、下松市、柳井市の 2 市です。参考までに、法を引用している下関市、宇部市、山口市の定義規定をお示ししています。県内外の市町村においても、空家法の実施条例としている自治体では、空家法を引用しています。規定している条文は様々ですが、ほとんどの自治体が、「空家等」「特定空家等」については、「条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による」と規定しています。また、資料 1 の下段の参考文献、上智大学法学部の北村教授が執筆された「空き家問題解決のための政策法務－法施行後の現状と対策－」では、『いかに空家法の条文をコピーしたとしても、それだけでは、それが空家法にいう「空家等」「特定空家等」を意味することになるものではない。その旨を明示しなければならないのである。これだけでは、「似て非なるもの」と言わざるを得ない。空家法に基づく規制と、条例に基づく規制が同じ対象物に関して適用される二重規制状態になってしまっている』と法と条例が連携していないことの問題点について指摘されています。続いて、資料 2 空家等対策の推進に関する特別措置法です。太字としている第 2 条が空家法に

おける定義です。第2条第1項が「空家等」について、第2項が「特定空家等」について規定しており、改正前の本市条例の定義「空家等」「特定空家等」と全く同じ条文であることを確認していただくためにお配りしたものです。資料の説明は以上です。

大井淳一郎委員長　ただいま空家条例についての説明がありましたが、委員からの質疑を受けたいと思います。

吉永美子委員　今のうちの空き家の関連する条例はいつ制定でしたか。

山本生活安全課主幹　現行条例は平成29年6月30日です。

吉永美子委員　そのときに民生福祉常任委員会でもいろいろ議論して、条例を変えたりとか、いろんなことを委員会の中でしたわけですが、29年のときに、こういったダブっているというところが、あえてもう1回書いていることになるわけですが、この辺はなぜ気が付かず、また、どのタイミングで今回気が付いて、まずいとなったんですか。

山本生活安全課主幹　条例制定当時の経緯は庁内の空家等委員会、それから、この委員会でもいろいろ御審議いただいているところですが、内部でいろいろ協議する中で、現行の条例案で上程したものと思われまして、今回改正に至ったのが、今年の2月に空き家の関係の研修に行きまして、そこで、この本も執筆されている北村先生、それから弁護士が研修講師でいらっしゃったんですけれども、そちらから山陽小野田市の条例は改正したほうがいいよというふうに御指摘を頂いたもので、今回改正をしようとするものです。

吉永美子委員　やはり、そういう研修を受けたことによって気が付いたということは、それはいいことなんですが、そうなってくると、全国的に空家条例を作っているところがありますよね。そういうようなことが全国的に発生をしていたということですか。

山本生活安全課主幹　本市と同じように法律を引用していない自治体は、全国にも数自治体あるようですので、参考文献に示している本の中でもいろいろ指摘はされているんですけれども、研修では北海道から沖縄まで全

国の自治体の空き家担当者が集まった中で、その研修の中では山陽小野田市だけだったんですけれども、全国的に山陽小野田市と同じような事例、条例規定は見受けられます。

杉本保喜委員 資料の1のほうに、法を引用していない二つの市があるということで、うちと光市ということなんですけど、光市の動きとしては今どうなんですか。

山本生活安全課主幹 申し訳ありません、把握していません。

松尾数則委員 前回作った条例は、法に即していない。つまり、法に従っていない条例であったということですよね。そういう解釈でいいわけですか。

山本生活安全課主幹 法に即していないというわけではありません。現行規定も法律の条文を全く同じように規定しておりますので、今までの整理としましては、法律と全く同様なものですよというふうに、我々も認識しておりました。ただ、今後、各種法的措置を講じていく上で、法律に基づいた特定空家等の措置をしていく上で、やはり法律と条例、同じものを、同じ対象物を指していないと将来的にまずいことになりますよという御指摘を頂いたものですから、今回改正しようとするもので、現行条例が違法とか、法に即していないというわけではありません。

松尾数則委員 今の発言によると違法ではないという解釈で、一応安心はしているんですが、ちょっと心配したのが、これによって、解体した事例もあるんじゃないかなと思うんで、その辺のところ、問題はないかなという気はしているんですが、それは問題ないでしょうか。

山本生活安全課主幹 空家法に基づいて解体した事例はありません。

河崎平男委員 空き家の特別措置法によって、本市の取組について、課題解決につながっているんですか。

山本生活安全課主幹 全てつながっていると言われると、なかなか難しい面がありますけれども、日々市民等から相談があるものについては、所有者等の確認、現地調査等々を進めながら、空き家対策を進めているとこ

ろです。

河崎平男委員 そういった中で空家等、それから特定空家等については、法によるということで比較されているんですが、これによって指定されたら、指導やら命令やらはできるんですよね、国の法律によれば。行政代執行も、その法律によってできるということで理解してもいいんですか。

木本生活安全課長 この特定空家等に該当するといった場合に流れがありまして、まずは助言をするということになります。その助言で解決できないときは指導する。次に、指導でも解決しないということであれば勧告をする。勧告にも従わなければ命令をする。最終的には行政代執行という最終的なものになるということです。

河崎平男委員 それで3、4の管理不適切、市民等については、これは残すということで理解してもいいですよ。どういうわけなんですか。

木本生活安全課長 第3号、第4号の定義につきましては、空家法の中に定義がありません。ですから条例の中に残すということです。

吉永美子委員 29年のときにおられないわけですよ。だからなかなか難しいだろうけど、当時、もう既に下関市とか宇部市とか、うちよりも早く作っていた。法を引用した形で作っていた。そこをあえてこうやって出すということは、もしかしたら、市民により分かりやすいようにということだったんじゃないかなと思うんだけど、ほかが載せてないことに対して、どうなんかなというのは調査というかな、調べる大切さが今回出てきたのかなというふうに、載せないほうがいいですよと北村さんに言われたというのは。だから、法に違反しているわけじゃないんだけど、結局二重規制になっているから、ほかの下関、宇部市みたいにしなさいよということでしょ、今回。ということは、当時、制定するときに下関、宇部とかもう既にやっていたところ、あと私は覚えてないんだけど、そういったところとかというのが、何でうちみたいな言葉を載せないのかなとか、その辺までやっぱりなかなか至らんのではなかろうかね。これからもいろんなことがあるので、ほかの市は何でこれを入れんのだろうかとか、そういった調査とかというのは難しいですか。

古川副市長 29年6月ですので、多分担当はいなかったと思うんですけど、今委員さんがおっしゃるように、他市の事例というより、この条例が何で必要か、法に基づいて作るということに専念していたと思っています。定義についても、そのまま引っ張ってきたということだったろうと思います。当時を振り返りますと、県内でも制定している市は少なかったと思うんですが、作ることが大切だということで、定義もそのまま引用してきたと思います。基本的にこの条例は法に抵触も何もしてないんですけど、何かあった場合には、引用条文が重なるんで、法のほうが優位になるということもありますから、主幹が研修に行ったときに、そのような指摘があったということで、速やかに改正させていただくとしております。御理解いただけたらと思います。

吉永美子委員 私が言いたいのは、これからいろんな条例を作ったり、いろんなことをする中で、やっぱり他市が何でこうなのかなあとかいうのは、やっぱり調査したりするんでしょ、県内の状況というのはね。多分だけど、より分かりやすく、市民にも関係することだったので、だからきつときちんと載せて、こんなものなんですと。法律にしてみようと法を見ないといけないという、多分そういうことでやったんでしょうけどね。良かれと思ってやったんだろうと思うから、それは批判していないんですよ。ただ、こういうふうに関心を受けて、私も改めて、そういうことなのかなと逆に教えてもらったんですけどね。やっぱり難しいですね、現実には。発覚して良かったんじゃないですか。研修に行かなかったら、このままきつと行っていたかなと思いますよね。

古川副市長 これから法制執務のこともよく連携を取りながら、一番本市にふさわしい、また、法等にも沿った条例の改正なり、制定に努めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

杉本保喜委員 私はこの度のこの例を見て感じたんですけど、やはり上位の法令を更にまた上塗りするように、市の法令が書くというのは二重規制になると思うんですよね。私が気になるのは、これから今コロナの件で非常にいろいろ問題になっています。落ちついたところで国のほうからいろいろな規制や何かが出てくると思うんですね。そのときに今こういう形で、上位の法令をしっかりと受けて、二重にならないように、それぞれの市町がその特性、状況をしっかりと把握した上で、さらに市の規制を

作っていくというような姿勢が必要だと思うんですけど、副市長いかがですか。

古川副市長　今杉本委員が言われたのは、法律に決まっているより以上のものを条例で定めるとか、それに関係するものを定める、いわゆる上乗せ条例、横出し条例と言うんですけど、今回のこの件につきましては、それは当たりません。基本的に同じことを規定したということですので、それは先ほど杉本委員が言われたことには当たりませんが、上乗せ条例、横出し条例については、法が規制している以上のものを市が規制するのがいいかどうか、そういう議論は昔から法制執務の世界ではありました。今後、コロナの関係が出てきましても、法を遵守するというのが私どもの考え方ですので、それに沿った条例なり、規則を制定していきたいというふうに考えます。

大井淳一郎委員長　そのほか、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決に入ります。議案第70号、山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

大井淳一郎委員長　全員賛成にて可決すべきものと決しました。暫時休憩し、30分から再開します。

午前10時20分　休憩

午前10時30分　再開

大井淳一郎委員長　それでは再開します。議案第66号、令和2年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、説明をお願いします。

麻野高齢福祉課長 それでは、議案第66号、介護保険特別会計の補正予算（第2回）について、御説明します。5、6ページをお開きください。まず、歳出につきましては、5款1項3目23節償還金、利子及び割引料の償還金1,038万2,000円は、令和元年度の精算により超過交付となった診療報酬支払基金交付金の返還に伴うものです。続きまして、同じページの上の段を御覧ください。歳入につきましては、7款1項3目1節事務費等繰入金の1,038万2,000円は、先ほど御説明しました診療報酬支払基金交付金の精算に伴う返還に関する財源として、一般会計からの繰入れを行うものです。以上がこの度の補正予算の内容となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

大井淳一郎委員長 説明が終わりましたが、皆さんのほうで質疑はないですか。

矢田松夫委員 歳入のところで、その他というのがですね、普通その他というのはつけるんですか。5ページの歳入のところですか。

大井高齢福祉課主幹 繰入金につきましては種類が何個かありまして、介護給付費の繰入金、そのほかには、地域支援事業費繰入金、事務費の繰入金、あと職員給与等の繰入金と種類がありますので、そういうふうに、その他というのがあります。

矢田松夫委員 ですから、その他という内容を先に説明して、その繰入れがあったと言われればよかったですね。分かりました。

大井高齢福祉課主幹 この度はその他ではありません。

矢田松夫委員 その他と書いてあるから、その他は何なのかという質問であって、その他について回答があったから、そういうのがその他ですかということでもいいんですね。

大井淳一郎委員長 目のその他一般会計繰入金となっているけど、大井さんが言われたのは節の話じゃないかな。目のその他一般会計繰入金のその他はどういうことなのかという質問です。

麻野高齢福祉課長 この3目についてはその他一般会計繰入金という名前なん

ですけれども、その前の１目と２目がありまして、１目につきましては介護給付費繰入金という名前、２目については地域支援事業費繰入金、先ほど主幹が説明した繰入金がありまして、３目については、その他のということになります。

河崎平男委員 介護保険料の支払いを受けて、市が分配を受けたものですか。

藤永高齢福祉課介護保険係長 今回の交付金につきましては、４０歳から６４歳までの方の第２号被保険者に係る保険料負担部分を、診療報酬支払基金のほうで取りまとめられて、その部分を交付金として受けたものになります。今回の償還金は精算を行って超過交付となっておりましたので、お返しするという形になります。

大井淳一郎委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決に入ります。議案第６６号、令和２年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第２回）について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

大井淳一郎委員長 全員賛成にて可決すべきものと決しました。それでは議案第７３号に入りたいと思います。山陽地区保育所整備事業（建築主体・機械設備工事）請負契約の締結についての説明を求めます。

長井子育て支援課長 議案第７３号、山陽地区保育所整備事業（建築主体・機械設備工事）請負契約の締結について、御説明します。これは、令和４年４月に山陽地区保育所を供用開始するため、厚狭駅南部地区に定員１４０人の保育所を整備するものです。その建築主体・機械整備工事に係る指名競争入札を去る５月１２日に行ったところ、８億８０万円をもって山陽地区保育所整備事業（建築主体・機械設備工事）嶋田工業・ヘキムラ興業特定建設工事共同企業体が落札しました。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、落札業者と工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。今後、議決を受けた後に本契約を締結し、令和３年１０月２９日までの予定で建築工事を進めてまいります。続きまして、この度の契約に係る

建物の概要を御説明いたします。議案に添付しております資料を御覧ください。建物の配置については建設予定配置図のとおりL字型とし、東側民地への騒音軽減やプライバシー保護にも留意しております。鉄骨造2階建て、建築面積1,293平方メートル、延べ床面積1,397平方メートルの保育所と、コンクリートブロック造平屋建て、建築面積、延べ床面積共に20平方メートルの屋外倉庫を建設します。保育所1階は平面図にありますように年齢ごとの保育室のほか、遊戯室、一時預り室、調理室、事務室を配置しております。建物の特色としましては、一時預り室、乳児室、ほふく室、1歳児保育室は四つばいで移動する乳児が冬に寒くないよう床暖房を設置します。遊戯室は天井の高さが高い部分で6メートル程度ある開放的な空間となっており、ステージも設置しますので、発表会等で園児の遊戯などが保護者の方にも御覧いただきやすい空間になると考えます。また、遊戯室と調理室の間の壁の一部に大きな窓があり、厨房内の様子を園児が遊戯室から見学することができ、食育面にも配慮した設計となっております。また、2階には物干し場を配置し、ここは災害の際には園児と職員の全員が一時的に避難できる場所とします。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

大井淳一郎委員長 ただいま説明がありました。皆さんのほうで質疑を受けたいと思います。

吉永美子委員 この保育所整備については、委員会の中でいろいろ審査してきた経緯があるんですけども、あえてお聞きしますが、工期としては16.2か月ということで、これについてはもう十分というふうに思っているのよろしいですね。

大井淳一郎委員長 工期の設定について。

別府子育て支援課主幹 実施設計業者にも確認した上で、十分な工期を設定できたと思っております。

吉永美子委員 子どもたちに温かい雰囲気という部分では、木材の使用というのはとっても大事だと思うんですが、その辺いかがですか。

別府子育て支援課主幹 木材の使用については防火対策等との兼ね合いもあり

ますので、一定の制限はありますが、制限の中では温かい雰囲気づくりを実現するために、木材を使用したいと考えております。

吉永美子委員 それともう1点、以前お聞きしたときに市長のほうから極力ガラスについて、山陽小野田市は現代ガラスというまちですが、そういう観点では入れられるものは入れていくということだったんですが、いかがですか。

別府子育て支援課主幹 これは以前から委員さんからも御提案、御指摘を頂いております。実施設計の段階でも、ガラス作品の展示スペースを設けようという協議をしたこともあるんですが、設置できる壁が少なく、壁の構造を変えると構造計算から変えなければならないというようなこともありまして、そのときには決定には至らず、まだ検討を続けているところです。今後も検討を続けまして、何らかの形でガラス作品を取り入れたいと考えています。

杉本保喜委員 それぞれの場所に手洗い場というのがあるんですが、水道の蛇口です。あれが一般の学校にあるようなつまみの方式なんですか。要するに、今回のコロナウイルスの関係で、ある市町が、蛇口のハンドルを長くして、腕で開けられる、閉められるというようなものに取り換えたというところがあるんですね。これから先を見たときに、蛇口の取っ手というのも、そこまで考える必要があるかなというふうに思うんですけど、その辺りいかがですか。

大井淳一郎委員長 水道の設備について、杉本委員からありましたので、そこを説明してください。分かりますかね。

別府子育て支援課主幹 具体的な蛇口の形状については調べる時間を頂きたいんですが、設計の段階では、現場で働かれている保育士さん2名にも協議に参加していただきました。当時設計をしていた時点では新型コロナウイルスというのはまだありませんでしたので、そういう点での配慮をしたかどうか記憶が定かではありませんが、自動にするのかとか、ひねる形状にするのかとか、そういう協議はした記憶があります。その中には、園児はひねる動作で、水道を開ける、閉めるという動作を訓練することも大切であるというような保育士さんの御意見もありました。そう

いう意見も取り入れた上で設計を進めてきたと考えております。

大井淳一郎委員長 実施設計の時点と今のコロナ関係で状況が違うわけですが、仮に実施設計の考えているものと、杉本委員が言われる提案も含めて、コロナ等、今の状況に合わせた設計に変えるというか、大きな変更は難しいでしょうけど、そういうのは可能なんでしょうか。協議ということは言われましたが。

石田建築住宅課主査 蛇口の形を再度確認して、保育士さんに確認して、変更が必要であれば、対応していきたいと思っております。

杉本保喜委員 全てをそういう形に変え切り替える必要はないと思うんですよ。そのうちの幾つかを一番汚れた状態の中で、ハンドルを握るんでなくて、腕でもってハンドルを開けて、手を洗うというようなものが、何箇所かあれば十分だと思うんですよ。その辺りちょっと検討していただきたいと思います。

河崎平男委員 二、三お聞きします。本会議で特色は何かという質疑がありましたが、この山陽地区保育所整備事業の関係で、何が特色なんですか。お聞きします。

長井子育て支援課長 ほふく室や乳児室を中心とした床暖房の設置、開放的な空間である遊戯室、遊戯室から調理室の内部を見られる大きなガラス窓を設置して、子どもたちが調理の様子を見ることができる空間の設置等です。

河崎平男委員 保育所整備事業で、定員は140ということで回答があったんですが、この図面では144の定員みたいな感じを受けるんですが、どうなんですか。

別府子育て支援課主幹 図面で144というのはどこを見られていますか。

河崎平男委員 乳児室が12人、ほふく室10人、1歳児保育24、2歳児24、3歳児24、4歳児24、5歳児24人ということで、合計144になるんですが、定員より多いんですが、どういう考えなんですか。

別府子育て支援課主幹 今想定している定員ですが、0歳児が15人、1歳児20人、2歳児20人、3歳児が25人、4歳児、5歳児が30人ずつで合計140人を想定しています。

河崎平男委員 そうしたら、この平面図についてはどのように理解したらいいんですか。収納棚か。だから違うということですね。

別府子育て支援課主幹 収納棚につきましては実際の定員より少し余裕を見た設計にしております。実際に定員の120%までは受け入れることができますので、少しだけ余裕を見た収納棚ということで設計をしております。

河崎平男委員 それとですね、このPの6という図面があるんですが、ここではくいの本数が12本ほどパイルを打つようになっているんですが、ここは重要な地域ということで、12本も打たれたんですか。

別府子育て支援課主幹 くいについては26か所にくいを打ちます。これは柱の数が26本ありますので、その下にくいを打つ設計になっておりまして、Pというのは、そのエリアごとで、ここは大体何メートルぐらいまでくいを打つというような、それがPで示されていると思います。実際のくいについては26か所だったと思いますが、柱の下にくいを全部打つという設計になっております。

河崎平男委員 これはあくまでも予定ということで理解したらいいんですね。それともう一つはですね、くいの全長が一番長いところで22メートルあるんですよね。十分なんですか。

別府子育て支援課主幹 くいを26か所と申し上げましたが、柱が26本で、柱の下に2本くいを打つところもありますので、くいの本数としては37本が正しいです。それから、最長22メートルということですが、これは昨年度実施した地質調査の結果を受けて、ここは水害に遭ったこともあることも鑑みた上で、十分強度を保つことができる設計ということで、支持地盤までくいを打つために、一番長く必要だったのが22メートルということです。

河崎平男委員 前回もちょっとお聞きしましたが、文化財保護法で周知の遺跡ということで条里遺構があるということですが、工事の進捗状況によっては、出ることもあると思うんですが、業者にはどのように指導されておるんですか。

石田建築住宅課主査 文化財については県と着手前に掘削して立ち会っております。そして文化財が出なかったということで、工事をしてよいという許可を頂いております。

河崎平男委員 進捗状況によっては出る可能性もありますよね。そういうときには、工事担当というか、業者にはどのような指導をされているんですか。

石田建築住宅課主査 基礎の掘削等の途中で文化財が出たときには、県に報告して、今後の対応について協議をしたいと思っております。

河崎平男委員 それは県のほうじゃろう。市としての義務があるんだけど、業者のほうにはどのような形で指導されているのかということです。というのは、あつてはいけないことだけど、隠蔽もあるし、文化財が出たときに行政がいろんな指導をしておかないと、大切な埋蔵文化財がなくなったりしますので、その点どのような指導をされているかということでお聞きしました。

石田建築住宅課主査 業者のほうには、文化財が出る可能性があることを今から伝えたいと思っています。県のほうについては、実際文化財が出たときには中止の指示が出ると考えられますので、そのときは中止の指示票を業者のほうに出したいと考えております。

吉永美子委員 今回屋外の倉庫を新築されるということなんですが、これはどういう目的でしょうか。

別府子育て支援課主幹 敷地の南西側に20平方メートル程度の屋外倉庫を建設する予定です。これは園庭で遊ぶときに使う三輪車の遊具等を収納する目的で造るものです。

吉永美子委員 防災倉庫も兼ねるのかなと思ったんですが、防災倉庫の考えはないのでしょうか。

別府子育て支援課主幹 現時点では詳細に何を入れるかは決めておらず、防災倉庫としての用途についても検討したことはありません。必要であればそういうものも収納しないといけないと思います。

吉永美子委員 3. 11があつて、想定を信じるなということなんですけれども、想定外の何が起こるか分からないという中で、一時的には物干し場に子どもたちを避難させますという話になっていますよね。どのぐらいの時間を想定され、例えば寒いときだったりとかしたら、やっぱり毛布をかぶせてあげたりとか、いろんなことしなければいけない。どのように想定していますか。

別府子育て支援課主幹 平成22年以降の水害の後に、河川改修とか、ポンプ機の増設とか、様々な対策が行われております。しかし、災害は起こらない想定ではなく、起こる想定で設計をしないといけないということで、2階に一時的に避難ができるスペースを設けております。避難はあくまでも一時的な時間を想定しており、長時間の避難は想定していませんが、なるべくここで過ごさないといけないという状況を作り出さないよう、平時からの避難訓練とか、災害時の早目の情報収集に努めたいと思います。

吉永美子委員 答えが半分だった気がする。確かに長い時間だと子どもたちの危険性が高くなるので、それは長い時間を想定してはいけないと思っています。避難所みたいにですね。ただ、避難を外にできない。中でしなないといけないといったことを想定したときに、上に上がったときに子どもたちに何を用意しておいたらいいのかとか、そういったことは全く考えないんですか。だから防災倉庫というところでお聞きしたんですが。

別府子育て支援課主幹 ハード面で全てのことに対応するというのは、なかなか難しいと思いますので、避難訓練とか、災害を想定した運営マニュアルを策定するなどして、ソフト面でも子どもの安全を守るための取組に最大限努めていきたいと思っています。

吉永美子委員 災害時には、この場所を使うという想定があるわけじゃないですか。一時的に避難を考えていますと言われるんだから。それであれば何かしら用意をしとかなくていいんですかと聞いているんですよ。今いろんなところに防災倉庫というのは必要だったりとかする。そして、また感染症があったら、感染症に対応したものが必要じゃないかといういろんな議論が入ってくるんですけど、やっていたら切りがないところがあるんですが、だけど避難を２階にさせますと言われるんだったら、何かしらを考えておくべきじゃないんでしょうかと申し上げているんですが。

長井子育て支援課長 保育所の供用開始までに、現場の保育士を加えて、避難訓練の方法や災害マニュアルの策定等を予定しておりますので、その中で、委員さんが言われる、具体的に例えば毛布がどのくらいあれば寒くないのかとか、そういったことも協議しながら、備品についてはきちんと配備していきたいと思います。

矢田松夫委員 それではせっかく設計図を頂いておりますので、そして担当の方も来られておりますので質問いたします。先ほど河崎委員が言われたくいの関係ですが、２ページの資料を見ると３７本ということなんですが、それと今回の地盤補強工事を２回に分けて実施をされましたが、この関連性についてお願いします。

別府子育て支援課主幹 地盤補強工事につきましては昨年３月に入札を行って、そこから工事を始めて、この６月までの工期で進めています。２回に分けて実施したという実績はありません。

大井淳一郎委員長 多分途中でグラウトを注入したりしたでしょう。工事をやったんですけど、それによって地盤がきちんと強化されたかということも含めて答弁していただければと思います。

別府子育て支援課主幹 地盤補強工事につきましては、平成３０年度に実施した地質調査の結果、ここに古洞があるということが分かりましたので、その調査結果を受けて、どういう基礎の形状にするのが一番いいのかというのを検討して、古洞の下にある支持地盤までくいを打つという工法

を決めて、くい工事をするということを決めております。くい工事につきましては建築主体工事に含まれますので、実際に行うのは今から、議決を頂いた後に契約をしてということになるんですが、それに先立ってくいを打つ箇所にある古洞にグラウトを注入して、くい周辺の補強をするという目的で行ったのが地盤補強工事です。6月末までに完了する予定ですので、くいを打つ場所にある古洞をしっかりと補強した上で、今後建築主体工事に入っていけるということで、必要な工事だというふうに認識をしています。

矢田松夫委員　今からくいを打たれるんですが、例えば埴生の複合施設であったように、余りにも泥が出過ぎて追加料金を取られたことがあったんですよね。じゃなかったですか。今回、そういう汚泥というのか、あそこは炭鉱の跡地ですから、余りにもよく出て、追加工事が取られるということは想定できるんですか。ちょっと意味が分かるかね。聞こえますかね。マスクを外しましょうか。

石田建築住宅課主査　埴生複合施設のくいは、セメントと土を混ぜて、柱状改良というくいだったんですが、この度のくいは工場で作った既成のコンクリートのくいを掘った穴に入れるような感じのくいになりますので、埴生複合施設ほど汚泥は出ないという状況になっております。

矢田松夫委員　2ページ目の資料の真ん中の一番下を見ていただくと分かるように、これを設計士の方に見ていただいたんですが、現地の泥を見ると、相当のものが出るんじゃないかということ言われたんですが、この一番下を書いてありますよね。アリタ設計事務所の上に、小さい字で汚水処理はと。こういうことで追加の工事、追加の金額は予想されるんじゃないかということ言われたんですが、それについてのお答えできますか。まだ、予想ですから何とも言いませんが、そういうことが想定されると、この地盤については。どうなんですか。

石田建築住宅課主査　ここの現場は、くいの長さを見られると分かるのですが、くいの長さが長いところで2.2メートルですが、短いところでは1.4メートルになっています。支持層が大抵の現場は平たんですが、すごく傾いた傾斜がある支持層になっていますので、くいの長さが長くなったりとかすれば、変更になる可能性はあります。

矢田松夫委員 分かりました。そういうことが今後予想されるということをお聞きしました。それから設計図を更に見てみますと、進入路と0歳から5歳児までの床までの高さは何センチですか。これ見て、素人で考えると30センチでいいんですかね、高さ。これは今回一番造る場所に当たっては、水害についての危険性について随分議論してきましたが、私どもは水害に勝てるぐらいの高さにしてくれと言ったんですが、この30センチで、平常の水害に太刀打ちできるかどうか。30センチでいいんですか。

別府子育て支援課主幹 周辺の道路からグラウンド部分で30センチかさ上げします。建物は更に20センチかさ上げします。

矢田松夫委員 50センチですね。

別府子育て支援課主幹 そのとおりです。

矢田松夫委員 最近できました小野田レミコンの高さを比べました。小野田レミコンは2メートル50センチの高さで、新たに社屋を建設したんですが、よそのことですから、間違いがあるかないかと私が言っても、知りませんと言ったらそれで終わりなんです、それぐらいの高さにしているんですが、どうなんですかね。今回新しい設計図ができてから。

別府子育て支援課主幹 レミコンの事務所がそれぐらいかさ上げをしているという情報を私も聞いたことがありまして、実際に行ってみました。道路に立って自分の背丈と比べてみたんですが、大体私の胸ぐらいのところに社屋が建っていたというふうに現地で確認しましたので、2.5メートルというのは、ちょっとピンとこない数字でした。

矢田松夫委員 よその建物ですから、ここで比較はできませんけれど、胸の高さ、そして、事務所に入るとまた一段と高くなっていますよね。ですから、水害の怖さを知っているレミコンの方は、今回の社屋を新しく造るに当たって、それほどの対応をしてきたと。まして、子どもを預かる市立の保育所がわずか50センチでいいのかどうか。100年に1度と言いながら、去年の8月25日でも、保育所の建設場所の後ろのほう

は5センチの水に浸かったんですよね。それは大正川に流れるほどの水が、全部そこにたまってしまったということで、越流して、新しい保育所に来るんじゃないくて、雨が降って、水がたまったということですから、そういうことも想定されて、私はやっぱり50センチで事足りるのかどうなのか、非常に疑問に思うんですが、どうなんですかね。

別府子育て支援課主幹 かさ上げについては設計段階でも、何回も繰り返し協議してきた部分です。基本設計の開始時はグラウンド部分で20センチのかさ上げというところから協議が始まっているんですが、協議を重ねた結果、最終的に30センチ、建物50センチというのを決めた経緯があります。

矢田松夫委員 実際、水害が起こってみて、誰しも、この場で議論しても、想定はできないと思うんですよね。ただ、できるだけ園児の命と安全をどう守るかというのは責務でありますので、これは想定域を超えませんので、次の質問に入りたいと思います。今回、これを見るとアリタ設計事務所が業務委託というか、工事監理業務を委託されて、入札を取られました。例えば、今回、機械設備工事の全部を、建築主体・機械設備工事を含む全部の業務を委託管理するという認識でいいんですか。

別府子育て支援課主幹 平成30年度に実施設計業務を受託したのがアリタ建築設計事務所です。設計書どおりに工事が進んでいるかを監理する業務を受託されたのは別の業者になります。

矢田松夫委員 すいません。栗林だった。栗林さんのことを言おうと思った。それはそういうことでいいです。それから、せっかく石田さんが来られておりますが、埴生複合施設の設計と今回の保育所の設計の金額が、余りにも開きがあるんですが、妥当な金額と思われますか。面積を見ると、埴生複合施設が849万ですかね。今回の栗林設計が960万。

別府子育て支援課主幹 実施設計の受託金額は税別980万円です。工事監理は税込みで1,056万円です。

大井淳一郎委員長 埴生の複合施設に比べて、設計が高いんじゃないかということなんですが、建屋も違うから比較があれかもしれんけど、それはど

う評価していますか。

別府子育て支援課主幹　今おっしゃられているのは、工事監理が埴生と比べて高いのではないかということですか。（発言する者あり）埴生の結果を持ち合わせておりませんので、これは入札の結果としか申し上げられません。業務委託の場合は最低落札価格もありますので、適正な入札が行われた結果ということ以外は申し上げることができません。

大井淳一郎委員長　建築主体と機械のほうに焦点を当ててください。設計、工事監理は周辺だから、余り広がらないように。

矢田松夫委員　それは別のところでまた話をしましょう。一般質問とか、そういうのがあるからね。2階の部分ですが、先ほど吉永委員も聞かれましたが、大体どれぐらいするんですか。今回の屋上を造ったぐらいで。分かりますか、金額は。個別には分からないのか。

別府子育て支援課主幹　肝腎なところが聞き取れませんでした。

矢田松夫委員　屋上の2階の倉庫なんですけど、どれぐらいするもんですか。全体の金額は。

別府子育て支援課主幹　屋上だけの金額というのは出てこないようです。

矢田松夫委員　例えば、市の職員から見て、これなら、例えば水害の避難先に腰掛けというか、ずっとそこにいるわけじゃないんだけど、水が引くまでいるんだけど、これなら、こういう建物はちょうどいいと思われるのか、それとも、えらい立派なものができるなとか、私も見てないから分からんけど、どういうふうに見られるか。金額が分からんと言え、大体想定されて。私ももし完成して行って、こんなちゃちなものなのか。これならやっぱり立派なものを造っていただいたと、そう思うかどっちなんですよ。大体造った後、火葬場も斎場もそうだったんですよ。行ってみて、入り口は本当にみすばらしいというのか、建物が立派でも。できるまで分からなかったんですよ。今一番大事なところは、一階の50センチよりは、2階に避難するところが一番大事なんですよ。それを見てから、頭の中で描いてみて、専門家がおりますので、これなら大

丈夫というのかどうなんですか。分からないですか。

別府子育て支援課主幹 設計を進める中で我々が常に念頭に置いていたのは、必要以上に華美な仕様にはしたくないということでした。2階の物干し場については、一時的とはいえ、園児と職員が避難するわけですから、必要最低限のスペースが必要であり、それがこのスペースになっています。そこが高いか安いかにについては申し上げられませんが、必要最低限で、なおかつぜいたくな仕様にはなっていないと考えています。

矢田松夫委員 普通、自宅で使うような波板トタンというか、ビニールの屋根ではないんですね。材料が分からないから、中身については。

別府子育て支援課主幹 物干し場部分の屋根は、遊戯室の屋根がそのまま続いていますので、波板の屋根とか、そういったイメージではないと考えていただいて大丈夫です。

矢田松夫委員 最後に、定員の関係を言いますが、出合と下津を合わせて、想定で140人というんですが、駅南は将来的に開発するということになっておりますし、発展する地域だからこそ、駅南に保育所を持ってきたんだという説明は分かりますが、必ずしも駅南の人が優先的に入れるという保証はないんですけれど、将来的にやっぱり定員を増やしていくというまちづくりがあれば、140人に併せた建物なのか、例えば将来的に160、170という、そういう将来のまちづくりを目指して、増やすことを目的として造った建物か、どうなんですか。

別府子育て支援課主幹 定員設定につきましては、平成29年に作った公立保育所再編基本計画の中で、今後の児童数の推移とか、保育需要の推移を算定した上で決定した数字です。公立保育所の必要性はあると考えておりますが、公立に人が集まり過ぎると、民間圧迫にもなりかねませんので、さっきの仕様と一緒に、定員についても最低140は必要という必要最低限の数字で設定しています。定員につきましては120%まで受け入れることができますので、最大140人の1.2倍までは受入れが可能です。

松尾数則委員 今回はくい打ちが本体工事中に入っていますよね。本体工事の

中に入れた理由は何ですか。以前、くいは全く別にしたほうが早くできるというような説明もあった箇所があったような気がするんですが、今回、このほうがいいという判断で一緒にされるんですか。

大井淳一郎委員長 何と比較していますか。埴生ですか、どこですか。理科大と比べてということですか。もう1回質問してもらえますか。

松尾数則委員 皆さんに理解してもらえなかった。くい打ちを本体工事に入れると時間が掛かるからということで、例えば理科大辺りは、くい打ちを別枠にしたんですよね。くい打ちを同時期にしたほうがいいと判断した理由をお聞かせください。基本的に理科大を出しても分からないよね。僕自身は、基本的には建築主体工事とくい打ちを一緒にしたほうがいいなという意識を思っています。それで言いたかったんですが、それとくいの騒音。PCぐいだと思うんですが、騒音で、違う箇所、違う施設なんですけど、騒音がうるさいから何とかしてくれという話を受けたことがあるんですが、騒音問題のほうは解決できますか。前に住宅があると思うんですけど。

大井淳一郎委員長 騒音問題です。新幹線の近くではないかということもありましたよね。これについても含めて、騒音対策。

石田建築住宅課主査 この度のくいはスクリューで先に掘削して、その後に既成のコンクリートのくいを入れることになりますので、スクリューで掘るときに、何か硬い石とかがあれば、地響きで伝わることはあるかもしれませんが、打撃で打つようなくいではありませんので、比較的騒音は少ないと思います。

松尾数則委員 安心しました。特徴があるということで、何の特徴があるのかという話があったんですけど、木材を使ってくれというような話、専門家がおられるのでお聞きしたいんですが、今回、内装材あたりに木材を何立米使っていますか。分かりませんか。

石田建築住宅課主査 この度は消防法の観点から木材の使用が制限されていて、木材をできるだけ使用したいということで、新建材にはなりますが、表面は木材を張った合板になるんですが、そういうものを腰壁とか、床と

かに使用しております。

松尾数則委員 建築屋さんとしては、専門的に木材を使おうと、これから使っていこうという意識はまだないのか。

石田建築住宅課主査 私も、個人的には木材が大好きなんです、大きい建物になると、どうしても不燃材料の木材とかになると、費用が物すごく高い木材になるんで、費用面から見ると安易には使えないのではないかと、いう個人的な見解はあります。小さい建物ではふんだんに木材を使って、木材を利用したいと思っております。

松尾数則委員 おっしゃるとおりだと思います。ただ、不燃材を使わないといけないというのは場所的に限られるわけですね。まだまだ木材を使う箇所は、僕はまだまだいろいろあると思いますので、是非とも今後使っていただきたいと思います。それと先ほどのくいの話に戻るんですが、病院のときもそうだったんですが、くいの深さが足りない。再度、余分にお金が必要という事例があるんで、その辺のことがないようにきちんと管理してもらいたいなと思っているんですが、大丈夫でしょうか。

大井淳一郎委員長 今想定されているくいの数、実はまだ要るんだとか、理科大であったのは工法が変わって、途中でくいの工法が変わって、経費が掛かって、追加工事とかいうこと、追加というか、増額変更とかあったんですけど、その辺りの精査はちゃんとできていますか。くいについて。

石田建築住宅課主査 くいについては今までいろんなことがありましたので、外部委託している工事監理者とともに、一緒にしっかり管理をしていきたいと思っております。（発言する者あり）

大井淳一郎委員長 どのように管理するのかと松尾委員が言っていますが。

石田建築住宅課主査 管理の方法については、くいについては頻繁に現場に行って、日々何をしているか、今日は何をしているかというのを確認しまして、作業を進めていきたいと思っております。

矢田松夫委員 もらった資料の最後のページのアリタ設計事務所というのが書

いてある資料があるんですが、素人で考えると、ベタ基礎じゃなくて、空洞になっているんじゃないかというふうに私は考えるんですが、そのとおりですか。

石田建築住宅課主査 空洞の部分については、1階に水回りがあるトイレとか、そういうところになっていますので、配管が老朽化しても、取り替えやすいように、ピットになっております。

矢田松夫委員 私の素人ながらの考えが当たっていたということですね。空洞になっているのはそういう理由だと。これは将来的な水電気とか水処理等について、こういうことにしたというのは分かるんですが、例えば、水害が来て、水が来て、ものが腐るということも想定されて空洞にしたのか、それは全然関係ないのか。今後もし補修するときに必要だから、ベタ基礎よりはこういうふうにした、空洞を造ったということの理解でいいんですか。

石田建築住宅課主査 建物の耐用年数より配管の耐用年数のほうが極端に短いので、配管を取り替えるためピットを作っております。

水津治副委員長 消防法によってスプリンクラーの設置義務がなかったのかどうかということと、貯水槽がこの図面で見当たらないんですが、貯水槽を設置されなかった、しておられればいいんですが、しておられなければ、その理由を教えてください。

石田建築住宅課主査 スプリンクラーは設置しておりません。スプリンクラーについては、消防法でこの度の建物については必要とされていませんでしたので、設置しておりません。

山本建築住宅課建築係長 貯水槽につきましては、この建物のように高架水槽を設ける場合などに貯水槽を設けます。しかしながら、今回の建物は2階建てで、直圧で全ての配管を回しますのです、そういったものを設置しておりません。

水津治副委員長 140人近い園児と職員を考えたときに、上水のトラブルがあったときに、貯水槽がないとすぐ止まってしまうんですね。トイレが

浄化槽なんで、トイレの利用、夏場であると大事な手洗いができないということを考えた場合、貯水槽は高架だけではないですね。平地に置くという方法もあります。園児、職員の水ということ、ある程度の時間水量が確保できるということも、現在、他の施設には貯水槽を見ておりませんが、今回このような規模であると考えていく必要があるかなというふうに特に思いますけど、どうでしょうか。

石田建築住宅課主査 給水の水圧等についてはトイレの数とか、厨房とかで使用する量で計算をして、水道局と協議をしております。水道局から、この水量なら直圧で大丈夫だろうということを検討してもらって、こういう結果になっております。

水津治副委員長 私の質問は上水が事故でトラブルがあって、通水がない、水が来ないということがあったときに水が止まってしまいます。園まで届かない時があると思います、今後。水が完全にストップするということ考えたときに、ある程度の量をためておく貯水槽というのがあることで、いろんなトラブル改善ができるんじゃないか。そういった目的を持った貯水槽というのは必要ないでしょうかということなんです。私の経験の中で、以前の厚狭川の氾濫のときに、私は埴生の事業所で勤務しているときに、2日か3日水が来なかったんですね。80人の利用者と職員が生活している場所、貯水槽があって、ある程度もったんですが、特にトイレが困りました。そういったことも今後想定されると思うんですね。余り大きな災害でなければ、すぐに復旧はすると思うんですが、今後、何が起こるか分からないということ考えたときに、必要かなということで意見を言わせていただきました。

大井淳一郎委員長 意見ということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

河崎平男委員 木材使用に関する法律というのがありますよね。公共建築物には使うようにという法律があるんですよ。いつも言っておるんですが、そういった中で、今回、公共建築物ができるんですが、木材を使う管理計画が農林水産課にもあると思うんですよ。作るということでしたので。そういった中で、農林水産課との協議はなされたんですか。部屋等については化粧板で使うとか、環境にやさしい部屋になると思うんですよ。そういった件については協議をされているんですか。

別府子育て支援課主幹 設計に当たって木材を使いたいという意思は持っていましたが、費用の面とか、消防法の関係で使える木材が制限されているというような状況があって、そういうことを鑑みた上で断念した部分もあります。農林水産課との協議についてはした記憶はありません。

河崎平男委員 先進地も見られたと思うんですよ。木材をたくさん使用している保育所がたくさんありますよ。そういった中で、子どもたちに優しい建物を造るには、県産の木材、あるいは市有林もたくさんありますので、それを使うのが市の使命じゃないんですか。今後は、これは希望ですが、公共建築物を建てられるときに、副市長を中心に協議していただきたいと思います。これは意見、希望です。

杉本保喜委員 確認ですが、3枚目の最後のページ、断面詳細図工5というところの、ピットが地下にできるようになっていますよね。このピットは、先ほどの説明だと、調理室、洗浄室のためにということなんだけれど、そうすると、1枚目のほうを見たときに、その部分だけがこのピットがあるというふうに考えていいんですか。

別府子育て支援課主幹 御覧いただいている3枚目の図面は、左上の小さい図Hで切った断面図です。Hで切ったところが、ちょうど厨房の場所に当たるといことで、その下に配管を通すピットが設けられているところなんです。そういう水周りの配管が必要ないところでは、こういうピットを設けてはおりませんので、一般的な基礎となっております。

杉本保喜委員 あそこは皆が心配しているのは水害ということを心配しているんですけど、このピットの高さが1.7メートル、結構な深さになるわけですよね。その辺の排水等については考慮されているんですか。

別府子育て支援課主幹 ピットの排水については考慮しておりません。

杉本保喜委員 どこの水害地も、結構そういうピットなんかに水がたまって、はき出すのに相当時間掛かるというような例は結構あるんですよね。だから、この辺のところはやっぱちょっと、応急のポンプが入るような排水口を設けるとかいうようなところも考えておく必要があるかなと思

いますので、検討してください。

水津治副委員長　今回この施設は、エネルギーはガスですね。ガスバルクが北側にあるんですが、この地域、結構冬は寒いので、気温が低いとガスの液体がガス化しないということから、寒いときに対応すべき器具を付けるということがよくあるんですが、そういったことは検討されていますか。

別府子育て支援課主幹　ガスバルクについて、容量については必要最低限のものにしたいということで、何度か協議した記憶はありますが、冬場の対応については協議した記憶がありません。

水津治副委員長　寒いときにガス化しないんですね。それもちっと業者さんと確認されていたほうがいいと思います。

松尾数則委員　いい保育園ができるようにしたいと思っています。副市長もおられるし、お聞きしたいんだけど、今までとは公共建築物の考え方が違うんですね。水津副委員長が言われたように貯水槽が要るとか、いざというときに対応できる、コロナの対応ができるような、そういったものを頭に描いて、これからも造っていかれるのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思っています。

古川副市長　突然の振りで大変緊張しています。本会議場でも御質問がありましたが、この施設の特徴といいますと、やはり、こういうような公共施設は使われる方にとって機能的で安全性が一番問われるべきだろうと思います。それを造るのが行政の責務であろうと考えています。あそこは平成22年に水害があったので、議員の皆様方の御指摘もあり、2階部分を造るような形にもなりましたし、先ほど副委員長のほうからもありました、水害で浄水場が浸かって、4日から5日、厚狭地区は給水がストップしました。私はそのとき水道局におりましたので、小野田から全部給水した記憶があります。たまたま山陽小野田市は水系が二つあり、浄水場が二つありますので、その辺は臨機応変に対応できると思います。先ほど松尾委員からも御指摘がありましたが、今後、公共施設を造る上においては、やはり使われる方を優先的に考える中で、安全性、また、リスク分担についても今後検討していく必要があるというふうに考え

ます。御指摘は受け止めて、今後検討に加えていきたいというふうに考えます。

矢田松夫委員 長井課長、名称はまだ決めてないんかね。斎場の場合はいよいよ最後の最後になってから、名称に市があるとかないとか、最後になったので、今からもう準備しといてください。まだ決めてないんでしょう。「はい」と答えてくださいね。

大井淳一郎委員長 一応答弁として残しますんで、どうぞお願いします。

長井子育て支援課長 名称についてはまだ決定しておりません。

大井淳一郎委員長 そのほか、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に入ります。議案第73号、山陽地区保育所整備事業（建築主体・機械設備工事）請負契約の締結について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

大井淳一郎委員長 全員賛成にて可決すべきものと決しました。それでは、委員会は以上とします。

午前11時40分 散会

令和2年6月11日

民生福祉常任委員長 大井 淳一郎